令和８年度町民の声対応簿　（令和８年８月～10月受付分）

受付日	題目	概要	回答・対応	担当課	問合せ先	公開日	回答日
令和8年 7月22日	自習室のマナーについて	まなタンの自習室をよく利用しているが、後ろを通る人達がとても騒々しいことが多い。 特に、町職員が大声で話したり笑ったりしながら歩いている。会議室等の利用者が、大声で話しながら歩いたり、立ち止まって長話をすることも多い。 自習スペースには「私語厳禁」「マナーを守らない人は退室させる場合も...」との張り紙があるので、町職員への意識徹底や会議室等利用者への注意の呼びかけををして欲しい。	まなびタウン自習室ご利用時の職員等のマナーについてご不快に思われたことに対し、深くお詫び申し上げます。 ご指摘を受け止め、自習室ご利用の妨げにならないよう改めて職員等に注意喚起を行います。 また、会議やイベント等で人の出入りが激しくなる場合は、より静かな環境として５階の自習スペースや図書館自習室へご案内するなど対策を行います。 町民の皆様からいただいたご指摘に関しましては真摯に受け止め、より一層の住民サービスの向上に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。	総務課	0858-52-1700	令和8年 11月1日	令和8年 8月14日
令和8年 7月22日	イベントの案内の表記について	イベントなどの案内に、会場名は書いてあっても住所がない時があり、不親切なのではないかなと思うことがあります。 移転している場合もあり、旧名称が書かれていても、分からない若い人や移住者もいます。 ホームページ内に書いていないこともあるので、一度フラットな目で見直してもらえるとよいなと思います。	イベント案内等の記載方法につきまして、ご意見をいただきありがとうございます。 現在、琴浦町では、町ホームページ、広報紙をはじめ各種SNSを活用して情報発信を行っています。またチラシ等による周知も行っています。 今後は、会場を記載する際に原則として住所を併記するよう、庁内で周知を図ってまいります。 また、町ホームページでは、記事下部に地図が掲載できますので、その機能を積極的に活用してまいります。 なお、広報紙やチラシにつきましては、紙面の制約から、すべての記事に住所を併記することは難しい場合がありますが、可能な範囲で住所の記載をし、記載が難しい場合は問合せ先にて対応できるよう努めてまいります。	企画政策課	0858-52-1708	令和8年 11月1日	令和8年 8月13日
令和8年 8月6日	バカロレア教育の導入について	町内の幼稚園、保育園又は小学校にバカロレアPYP、中学校にバカロレアMYPを取り入れていただきたい。 バカロレアは探求教育で、倉吉東高に導入されているバカロレアDPの前段階のもの。太平洋側での導入している学校はあるが、日本海側では全くないので、山陰でも増えてほしい。 次に、中高生向けの海外に短期留学できる機会を設けていただきたい。 他自治体で実施した際は毎年定員を上回り好評で、グローカル人材育成のため海外で学ばせているようだ。 バカロレア導入と中高生向けの海外短期留学の機会を琴浦町でも設けていただきたい。	平素より、本町の教育行政にご関心をお寄せいただき、感謝申し上げます。 このたびいただいた「国際バカロレア教育の導入」および「中高生向け海外短期留学機会の設置」に関するご提案について、以下のとおり回答いたします。 国際バカロレア（IB）プログラム（PYP・MYP）の導入につきましては、認定要件を充たすための体制整備、専用カリキュラムの編成、教員の確保や研修など多岐にわたる課題があり、本町の義務教育段階において導入することは難しい状況にございます。 本町におきましては、学習指導要領に基づき、日々の授業や学校活動の中で探究的な学びや国際理解教育の充実を図り、子どもたちのグローバルな視点や資質・能力を育んでまいりたいと考えております。 短期留学については、本町では台湾の国民中学との交流を行っており、希望する生徒について1 週間程度、ホームステイを行いながら現地の学校に通う機会を設けています。これを継続していく予定です。 このたびは貴重なご意見・ご提案をいただき、誠にありがとうございました。	教育総務課	0858-52-1160	令和8年 11月1日	令和8年 8月17日
令和8年 8月25日	原付のご当地ナンバーについて	125cc(原付二種)にもご当地ナンバーがあると良いなと思います(付けたいと思います)。 図柄は琴浦さんではなく観光地や特産品が描かれているものも良いなと思います。 ナンバープレートの外周も直線ではなく曲線(模様)になっているとおもしろいなと思います。 ご検討よろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。 原付125ccのご当地ナンバープレートの導入につきましては、登録台数規模を考えると慎重にならざるを得ず、費用対効果の面から現時点で具体的な計画はございません。 なお、原付50ccでは、ご当地ナンバープレートを導入しており、デザインには、琴浦町の特産品等も描かれています。機会があれば、ぜひご利用ください。 今後とも本町の税務推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	税務課	0858-52-1702	令和8年 11月1日	令和8年 8月26日
令和8年 8月26日	総合体育館下足場の注意書きについて	総合体育館下足場に「１カ月以上おきっぱなしの靴は破棄する」と 掲示してあるが、「廃棄」が正しい表現ではないか。 公的な場で誤った言葉を見るともやもやするので、改めてもらいたい。	日頃より、総合体育館をご利用をいただき、ありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、「廃棄」が正しい表現ですので、掲示を修正しました。 今後も文書などの作成の際は正しい字句や表現を使用するよう、留意してまいります。	社会教育課 （東伯総合体育館）	0858-52-2047	令和8年 11月1日	令和8年 9月10日
令和8年 9月1日	斎場の設備について	斎場で火葬する際に、棺の置いてある台の位置が高く、背の低い方がご遺体の顔を見ることができない。 台や鏡を付けて、最期の瞬間まで顔を見られるようにしてほしい。	この度は、不快な思いをおかけし誠に申し訳ございませんでした。 ご指摘の斎場設備につきまして、今後はご希望の方に踏み台をご準備し、転倒防止のため、お連れ様のサポートをいただくことを前提に対応してまいります。 皆様に安心してご利用いただける環境づくりに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	町民生活課	0858-52-1704	令和8年 11月1日	令和8年 9月8日

令和８年度町民の声対応簿　（令和８年８月～10月受付分）

受付日	概題	概要	回答・対応	担当課	問合せ先	公開日	回答日
令和8年 9月1日	白鳳祭のトイレ、喫煙所について	白鳳祭でトイレへの案内掲示が不足していたため、わかりやすい案内看板および誘導をお願いしたい。また、仮設トイレの台数が少なかったので、平岩会館のトイレ開放を検討してほしい。 併せて、喫煙所が来場者の動線や出入り口に近い場所に設置されており、たばこのにおいが気になった。より離れた場所への移動または廃止を検討してほしい。	「第32回白鳳祭」にご来場および貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 このたびは、会場内でのトイレの案内不足によりご不便をおかけしましたこと、また喫煙所の設置場所につきまして不快な思いをさせてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。 お寄せいただきましたご意見につきまして、以下のとおり回答いたします。 １．トイレの利用案内について 平岩会館につきましては、出演者控室として使用しているため、防犯および安全管理上の観点から一般来場者のご利用をご遠慮いただいております。 今回は仮設トイレの台数減少に伴い、総合体育館のトイレを開放しておりましたが、案内が不足していたため、今後はわかりやすい案内看板を増設するなどの対策を講じてまいります。 ２．喫煙所の設置場所について 受動喫煙防止のため喫煙場所を限定しておりましたが、今回の設置場所は人通りが多く配慮が不足しておりました。 いただいたご意見を踏まえ、来年度は来場者の動線や子どもが集まるエリアから十分に離れた場所へ配置を見直すとともに、受動喫煙防止対策を徹底してまいります。	商工観光課	0858-52-1714	令和8年 11月1日	令和8年 9月10日
令和8年 9月10日	まなびタウンとうはく地下駐車場利用者への注意喚起について	まなびタウンとうはくの地下駐車場で車両を運転中に、地下駐車場内を歩き回っている暗い色の服を着た歩行者と接触しそうになった。 また、地下駐車場北側入口で、地下駐車場から出てくる車両と接触しそうになった。 施設管理者としてどのように対応するのか。また、事故がおきた時の処置はどうなるのか。	ご意見いただきました、まなびタウンとうはくの地下駐車場歩行者への注意喚起について回答いたします。 地下駐車場は駐車のためのスペースであり、歩き回ることは危険も伴いますので、巡回時に歩行者へ直接注意喚起を行います。 また、ライトの携帯についてもホームページ、館内掲示物で注意喚起を行います。 地下駐車場北側入口については、既に看板を設置しており、北側入口から道路へ出ないように注意喚起をしておりますが、あらためてホームページで注意喚起を行うとともに、既存の看板付近にも目立ちやすい掲示物を追加します。 公共施設内で車両による人身・物損事故が起きた場合、施設に重大な瑕疵があった際には、施設管理者が責任を負うこともありますが、原則として、運転者の責任が完全に免責されることはありませんので、ご注意ください。 安全・安心にまなびタウンとうはくを利用していただけるよう施設管理に努めますので、今後ともご理解、ご協力をお願いします。	社会教育課	0858-52-1161	令和8年 11月1日	令和8年 9月10日
令和8年 9月12日	空き家、ほ場の活用について	空き家、ほ場を活かして農業人手不足解消、人口増加につなげてはどうか。	企画政策課では、定住促進と空き家の有効活用を図るため、「空き家ナビ」の運用を行っています。 空き家所有者の意向に基づき、物件をインターネット上で公開し、空き家購入者と空き家所有者のマッチングを、双方の希望に沿って柔軟に対応しています。 そのため、空き家購入者が未活用の圃場を利用し、就農を希望される場合には、農林水産課及び農業委員会をはじめとする担当課と連携して移住を望む就農者のサポートに努めます。 具体的には、農業委員会で農地所有者の意向に基づき、貸出等希望農地をとりまとめて情報共有しているため、新規就農者が就農される際には農地確保の支援をしており、空き家購入者が未活用の圃場を利用し、就農を希望される場合には、農林水産課及び農業委員会をはじめとする担当課と企画政策課が連携することで移住を望む就農者のサポートに努めます。 加えて、今年度からは、企業から問い合わせがあったとき、町内の不動産業者と連携して、事務所等の不動産情報を提供する仕組みを開始いたします。 活用されていない空き家、事務所及び農地等の利活用や、移住者の多様なニーズに柔軟に対応できる体制づくりに引き続き努めます。	企画政策課 農業委員会事務局	0858-52-1708 0858-55-7809	令和8年 11月1日	令和8年 10月28日
令和8年 8月29日	職員の昼食の取り方について	相談があり昼に役場に行ったが、職員が相談する部屋で昼食をとっており、全ての部屋が空いておらず、一つからは外に悪口も聞こえた。 出てきた職員が部屋を譲ったが、食べかすもあった。気持ちの良いものではない。 役場の本来の目的を忘れて不適切なランチの場にするのはやめてほしい。 食べかす、悪口、密室はモラルがなくなる。 役場は公私混合しないよう、住民のための場である。	この度は、本庁職員の昼休憩中の過ごし方につきまして、ご不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。 ご指摘のとおり、一部会議室等を昼休憩の時間帯のみ職員の休憩場所として開放しております。今回いただいたご意見を踏まえ、職員の休憩場所について来庁者の皆様へご迷惑をおかけしないよう改善いたします。 また、昼休憩中の過ごし方につきましては、役場職員としての自覚を持ち、節度ある行動を心掛けるよう、職員に指導してまいります。 町民の皆様が、町施設を快適に利用できますよう引き続き取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします	総務課	0858-52-1700	令和8年 11月1日	令和8年 10月15日